

教育訓練給付制度の活用について

詳細については、お住まいの地域の公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。

令和8年度より愛媛県社会福祉協議会が実施する全ての介護支援専門員法定研修が特定一般教育訓練給付制度の対象となりました。

教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

対象講座

教育訓練の種類・給付率	研修名	受講料	指定番号
特定一般教育訓練 受講費用の40% [上限20万円] を受講者に支給 ●上記に加え、資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、教育訓練経費の50%（既に支給を受けた上記の給付額と教育訓練経費の50%に相当する額（上限25万円）の差額）が支給されます。	①介護支援専門員実務研修 (指定期間:令和6年4月1日~令和9年3月31日)	53,000円	3822001-2410013-3
	②介護支援専門員更新 (実務未経験者対象)研修 (指定期間:令和6年4月1日~令和9年3月31日)	32,000円	3822001-2410033-9
	③介護支援専門員再研修 (指定期間:令和6年4月1日~令和9年3月31日)		3822001-2410023-6
	④主任介護支援専門員研修 (指定期間:令和6年4月1日~令和9年3月31日)	43,000円	3822001-2410043-1
	⑤主任介護支援専門員更新研修 (指定期間:令和6年4月1日~令和9年3月31日)	34,000円	3822001-2410053-4
	⑥介護支援専門員専門(更新)研修 【研修課程Ⅰ】 (指定期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日)	29,000円	3822001-2610033-9
	⑦介護支援専門員専門研修【研修課程Ⅱ】 (指定期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日)	21,000円	3822001-2610013-3
	⑧介護支援専門員更新研修【研修課程Ⅱ】 (指定期間:令和8年4月1日~令和11年3月31日)	21,000円	3822001-2610023-6

※受講料には、テキスト代は含みません。

※②と③及び⑦と⑧の研修は、合同で実施します。

※**受講者本人**が教育訓練実施者に支払った教育訓練経費が対象です。

給付対象

一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が教育訓練給付金として支給されます。

①雇用保険の被保険者（在職者）※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下同様。

受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、**支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）以上ある方**

②雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが**1年以内**（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は、最大20年以内）であり、**かつ支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）以上ある方**

◆上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過している必要があります。

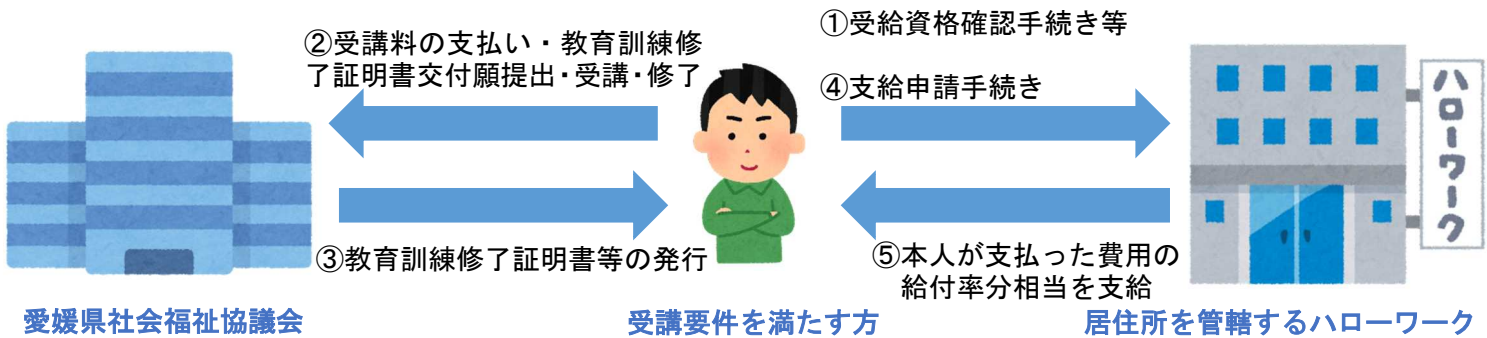
ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

申請手続き

教育訓練給付制度を活用される方は、「教育訓練修了証明書交付願」を愛媛県社会福祉協議会ホームページからダウンロードし、受講料の支払い後に、各研修の指定する期日までに郵送でご提出ください。希望者に対して、研修修了後に教育訓練修了証明書等を発行します。

修了証明書発行日の翌日から起算して1か月以内に、居住所を管轄するハローワークにて、**ご自身で給付申請手続きを行ってください。**

なお、**特定一般教育訓練の申請をする場合は、受講開始の2週間前までに訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブカードを作成し、受給資格確認手続き等を行う必要があります。(※)**



教育給付金制度に関する情報

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

教育給付金制度について 申請手続きに関すること	厚生労働省ホームページ	
電子申請のご案内	厚生労働省作成リーフレット	

○愛媛県社会福祉協議会ホームページ

https://www.ehime-shakyo.or.jp/study/kaigoshien_kenshu/

特定一般教育訓練修了証明書交付願 ダウンロード	愛媛県社会福祉協議会	
----------------------------	------------	--

対象研修の内容
に関することは

教育給付制度の申請等については、本会ではお答えできません。

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階
TEL 089-921-8359 / FAX 089-921-3398
Eメール caremane@ehime-shakyo.or.jp / URL <https://www.ehime-shakyo.or.jp>

教育訓練給付制度の詳細や支給要件・申請等については、
お住まいの地域のハローワークへお問い合わせください。

愛媛県内ハローワーク

